

5章 地域で支える福祉のまちづくり

第1節 地域福祉活動拠点の整備充実

福祉会館事業

福祉会館は、市民の文化及び教養の向上、知的障害児の監護、高齢者及び身体障害者の福祉の向上、増進並びに児童及び青少年の健全な育成を図ることを目的に設置されています。

福 祉 会 館 一 覧

| 名 称 | 施 設 内 容 | 併 設 施 設 |
|-----------------------|-----------------------------|----------------|
| 駒木台福祉会館 | 舞台付大広間、会議室2室、和室、調理室 | 児童館、児童発達支援センター |
| 流山福祉会館 | 舞台付大広間、会議室3室、和室2室、音楽室 | |
| 江戸川台福祉会館 | 舞台付集会室、会議室2室、和室 | 児童センター |
| 西深井福祉会館 | 舞台付大広間、会議室、和室、談話室、調理室 | |
| 思井福祉会館 | 舞台付大広間、会議室、和室、相談室 | 児童センター |
| 向小金福祉会館 | 舞台付大広間、会議室、和室 | 児童センター |
| 東深井福祉会館 | 舞台付大広間、会議室、和室 | 身体障害者福祉センター |
| 南福祉会館 | 舞台付大広間、会議室、和室、調理室 | |
| 十太夫福祉会館 | 舞台付集会室、会議室、和室 | 児童センター |
| 名都借福社会館 | 舞台付大広間、会議室、和室 | |
| 南流山福祉会館 | 舞台付大広間、体育室 | |
| 野々下福祉会館 | 舞台付集会室、会議室、和室 | 児童センター |
| 赤城福祉会館 | 舞台付大広間、集会室、会議室、談話室 | 児童センター |
| 平和台福祉会館 | 舞台付大広間、和室2室 | |
| 下花輪福祉会館 (ほっとプラザ流山) | 多目的集会室、会議室、和室2室、サウナ付き 浴室 | |

福 祉 会 館 利 用 状 況

単位：人

| 利 用 団 体 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 老人団体 | 32,246 | 31,049 | 31,199 |
| PTA | 985 | 1,294 | 1,424 |
| 自治会 | 15,858 | 16,154 | 19,003 |
| 青少年 | 9,081 | 9,355 | 9,283 |
| 一 般 | 372,898 | 387,925 | 393,522 |
| 合 計 | 431,063 | 445,777 | 454,431 |
| 浴室入浴者を含む合計 | 506,501 | 521,210 | 532,737 |

第2節 社会福祉協議会活動の充実

社会福祉法人 流山市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体（社会福祉法人）で、地域で抱えるさまざまな福祉課題を地域全体の問題として捉え、住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの支援や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関と連携し、具体的な福祉サービスについて検討・企画し実施しています。社会福祉協議会は、住民主体の原則に基づき、自治会等の住民組織、民生委員・児童委員、各種団体、関係行政機関等の参加・協力のもと、地域で生活する皆さんと協力し合って「一人ひとりがより豊かに地域で共に生きる社会」を目指して活動しています。

1 予 算

平成28年度社会福祉法人流山市社会福祉協議会 資金収支予算総括表

(収 入)

単位：千円

| 区分 | 勘定科目 | 法人合計 | 社会福祉事業 | 公益事業 | 収益事業 |
|---------------|---------------|---------|---------|--------|-------|
| 事業活動による収支 | 会費収入 | 9,889 | 9,889 | 0 | 0 |
| | 寄付金収入 | 900 | 900 | 0 | 0 |
| | 経常経費補助金収入 | 56,156 | 56,129 | 27 | 0 |
| | 受託金収入 | 75,184 | 75,184 | 0 | 0 |
| | 貸付事業収入 | 2,383 | 2,383 | 0 | 0 |
| | 事業収入 | 22,475 | 21,725 | 0 | 750 |
| | 介護保険事業収入 | 164,675 | 76,010 | 88,665 | 0 |
| | 就労支援事業収入 | 11,923 | 11,923 | 0 | 0 |
| | 障害福祉サービス等事業収入 | 74,044 | 74,044 | 0 | 0 |
| | 受取利息配当金収入 | 7 | 7 | 0 | 0 |
| 施設整備等収支 | その他の収入 | 1,470 | 596 | 4 | 870 |
| | 事業活動収入計 | 419,106 | 328,790 | 88,696 | 1,620 |
| 支その他他の活動による収支 | 施設整備等寄付金収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 施設整備等収入計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 積立資産取崩収入 | 積立資産取崩収入 | 25,132 | 25,132 | 0 | 0 |
| | 事業区分間繰入金収入 | 6,310 | 6,310 | 0 | 0 |
| | 拠点区分間繰入金収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | サービス区分間繰入金収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の活動収入計 | 31,442 | 31,442 | 0 | 0 |
| 前期末支払資金残高 | | 120,356 | 113,356 | 7,000 | 0 |
| 収入合計 | | 570,904 | 473,588 | 95,696 | 1,620 |

(支 出)

単位：千円

| 区分 | 勘 定 科 目 | 法人合計 | 社会福祉事業 | 公益事業 | 収益事業 |
|------------|--------------|---------|---------|--------|-------|
| 経常活動による収支 | 人件費支出 | 283,903 | 218,816 | 65,087 | 0 |
| | 事業費支出 | 52,193 | 46,418 | 4,926 | 849 |
| | 事務費支出 | 62,203 | 52,387 | 9,557 | 259 |
| | 就労支援事業支出 | 11,923 | 11,923 | 0 | 0 |
| | 貸付事業支出 | 2,080 | 2,080 | 0 | 0 |
| | 共同募金配分金事業費 | 12,020 | 12,020 | 0 | 0 |
| | 助成金支出 | 8,982 | 8,982 | 0 | 0 |
| | その他の支出 | 11 | 11 | 0 | 0 |
| | 事業活動支出計 | 433,315 | 352,637 | 79,570 | 1,108 |
| 斐等施設整備 | 固定資産取得支出 | 1,284 | 1,108 | 176 | 0 |
| | 施設整備等支出計 | 1,284 | 1,108 | 176 | 0 |
| 収支の他の活動による | 積立資産支出 | 8,650 | 5,500 | 3,150 | 0 |
| | 事業区分間繰入金支出 | 6,310 | 0 | 5,798 | 512 |
| | 拠点区分間繰入金支出 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | サービス区分間繰入金支出 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の活動等支出計 | 14,960 | 5,500 | 8,948 | 512 |
| 予備費支出 | | 989 | 987 | 2 | 0 |
| 当期末支払資金残高 | | 120,356 | 113,356 | 7,000 | 0 |
| 支 出 合 計 | | 570,904 | 473,588 | 95,696 | 1,620 |

2 社会福祉協議会の活動事業

(1) 地域ぐるみ福祉事業

核家族化・高齢化の進展等に伴い、ますます多様化・高度化する福祉ニーズにきめ細かく対応するために、住民主体の地域福祉活動を推進しています。

① 福祉意識の高揚及び福祉教育の推進

- ア 市民まつり（福祉会場）における広報・啓発活動
- イ 地域ぐるみ福祉のまちづくり推進ポスター及び推進標語の募集・表彰
(小中学校児童・生徒を対象)
- ウ 福祉教育推進校及び福祉教育推進団体との連携と活動支援

② 地区社会福祉協議会への活動支援（市内 16 小学校区毎に組織）

地域にお住まいの方々が主体となり住民同士の支え合い、助け合いの仕組みづくりを行う自主組織の地区社会福祉協議会に対し、活動費の支援や情報提供などを行っています。

地区社会福祉協議会を支える構成員は、小学校区内の自治会からの代表・民生委員・児

童委員・主任児童委員・PTA・日赤奉仕団員、個人ボランティア・学校関係者・老人クラブの代表・流山市社会福祉協議会役員などの方々です。

[主な事業]

ふれあい・いきいきサロン、高齢者対象の会食会・見守り・友愛訪問、敬老事業、児童と高齢者の交流、児童対象の映画会、スクールガード、介護教室・健康講座、広報・啓発事業の事業等、地域に根ざした福祉活動

(1) ボランティア活動の推進

「流山市ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの募集・養成、登録・調整、活動の支援、情報の提供などを通じて、ボランティア活動の推進を図っています。

ア ボランティアの募集

施設、団体、個人からの要請に応えて、ボランティアの募集をしています。

イ ボランティアの養成

ボランティア活動に必要な知識や技術の習得や向上を図るために、ボランティア講座等を開催しています。

ウ ボランティア・グループの登録・調整・紹介

ボランティア活動を希望する個人やグループを登録し、ボランティアを必要としている施設・団体・個人等に調整・紹介をしています。

平成27年度末現在登録者数

個人 728人 グループ 1,392人 (77 グループ) 計 2,120人

エ ボランティア活動の支援

ボランティア活動の場の提供や、活動に必要な機材の貸出及びボランティア保険の加入手続き等の支援を行っています。

オ 情報提供

ボランティアセンターや「ながれやま福祉だより」、社会福祉協議会ホームページなどを通じて、ボランティア活動に関する情報を提供しています。

(社会福祉協議会ホームページアドレス <http://www.nagareyamashakyo.com/>)

カ 介護支援センター事業（市受託事業）

65歳以上の高齢者の社会参加活動を通じた介護予防の推進と、地域の高齢者の社会貢献を支援するため、介護支援センターを養成し、市内の介護保険施設等でセンター活動を行うための研修や情報提供を行っています。

平成27年度末現在

介護支援センター登録者数 499人 活動者数 239人 受入施設 65施設

(2) 高齢者福祉事業

◇ひとり暮らし高齢者日帰り交流会（高齢者福祉センター森の倶楽部との共催事業、例年3月実施）

名勝地にお招きし、民生委員・児童委員やボランティアの協力をいただき、仲間作りの機会を兼ねて一日楽しく過ごしていただいている。

◇介護予防訪問介護等及び訪問介護事業（介護保険事業）

要介護者等のいる世帯に訪問介護員を派遣し、生活援助や身体介護サービスを提供しています。

◇介護予防通所介護等及び通所介護事業（介護保険事業・市受託事業）

要介護者等の心身機能の維持向上と生活リズムの活性化、介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、デイサービスセンターで、健康チェック、入浴、食事、季節の行事、機能訓練等の各種サービスを提供しています。

◇居宅介護支援事業（介護保険事業）

要介護者等の生活状況や家族の状態等に配慮した居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者と連絡調整をしながら自立した日常生活が送れるよう支援しています。

◇介護認定訪問調査事業（市受託事業）

介護保険法に基づく要介護認定申請者に、公正中立な立場で、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行っています。

◇南部地域包括支援センター事業（市受託事業）

南部中学校区と南流山中学校区の地域内に居住する高齢者や家族からの介護・福祉・医療等の生活全般に関するさまざまな相談に応じ、主任介護支援専門員・社会福祉士・看護師の専門職員が連携しながら、介護予防マネジメント業務、日常生活自立支援業務、総合相談支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務を行い、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持って生活ができるように支援しています。

（3）障害者（児）福祉事業

◇居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業（障害福祉サービス）

障害者（児）のいる世帯に訪問介護員を派遣し、家事援助や身体介護、外出支援など、自立した生活が送れるように必要な援助サービスを行っています。

◇移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。

◇身体障害者デイサービス事業（市受託事業）

在宅身体障害者の自立と社会参加の促進と併せて介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、デイサービスセンターで健康チェック、入浴、食事、創作活動、機能訓練等の各種サービスを提供しています。

◇流山こまぎ園の運営（障害福祉サービス）

就労が困難な18歳以上の障害者に対して、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行っています。（定員20名）

(4) 生活支援サービス事業

高齢者及び身体障害者のいる世帯に訪問介護員を派遣し、身体介護や生活援助サービスを提供しています。

(5) 児童福祉・子育て支援事業

◇ママ&ベビーヘルプサービス事業

心身ともに不安定になりがちな産褥期の母親のいる世帯に訪問介護員を派遣し、精神的・肉体的負担を軽減するために、育児・家事等のサービスを提供しています。

◇放課後児童健全育成事業

保護者が就労等で放課後の家庭保育が困難な概ね10歳未満の児童を、保護者が終業後迎えに来るまでの間、学童クラブで保育し、楽しく集団生活を送ることで、保護者が安心して仕事と子育てを両立できるように支援しています。

※平成24年度より、あすなろ学童クラブ（南流山小）とひまわり学童クラブ（鰐ヶ崎小）を指定管理者として経営しています。

(6) 福祉資金貸付事業

◇生活福祉資金

他からの融資を受けられない所得の比較的少ない世帯や高齢者又は障害者が同居する世帯の経済的自立と安定に役立てていただくために、各種資金※^(注)を貸付けしています。

※総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、貸付条件、貸付対象、貸付限度額、返済期間、利子、連帯保証人の有無は、資金の資金の種類ごとに異なります。また、生活困窮者自立支援事業の利用が条件となる資金もあります。

◇高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金

高齢者や障害者が同居する世帯で、その者の生活上必要とする居室等の増改築費用の一部として、その世帯の自立と介護者の負担軽減を目的として貸付けしています。

◇愛の資金

市内に6ヵ月以上居住する世帯で、生活困窮の止むを得ない事情で一時的に生活の援護の必要が生じた場合に、応急で資金を貸付けすることにより、生活意欲の助長促進と自立更生に導くことを目的として貸付けています。

◇療養資金等

低所得世帯の方が、負傷又は疾病の療養に必要な経費や、介護保険制度における利用料等の工面が一時的に困難な場合に、その世帯の生活援助と自立更生に導くことを目的としてその費用の一部を貸付けています。（生活福祉資金の『福祉資金』と連動）

◇入学資金

低所得世帯の方が、高等学校や大学等へ入学するのに必要な経費の工面が一時的に困難な場合に、その世帯の福祉の増進と教育の振興を目的として貸付けています。

(生活福祉資金の『教育支援資金』と連動)

(7) 広報・啓発事業

◇「ながれやま福祉だより」の発行

社協の事業やボランティア、地区社協活動の紹介、市内外の福祉関連情報の提供と福祉啓発を目的として、年4回発行し、市内全戸に新聞折込等により配布しています。

◇ホームページ

インターネット上にホームページを開設し、最新の社協関連情報を提供しています。

(ホームページアドレス <http://www.nagareyamashakyo.com>)

(8) その他の相談・援護・支援事業

◇心配ごと相談所・成年後見相談所の設置・運営

流山市ケアセンターにおいて、心配ごと相談所（3階相談室）を毎週水曜日（午後1時から午後3時30分まで。祝日・年末年始は除く。）に開設し、市民の日常生活上の心配ごと・悩みごとの相談に民生委員・児童委員（15名）が2人体制で応じる他、必要に応じて関係機関への連絡調整等を行っています。また、認定NPO法人東葛市民後見人の会の協力のもと、年4回、成年後見相談所を開設しています。（相談は無料です。）

◇日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

在宅での日常生活を送る上で、十分な判断がむずかしい方や体の自由がきかない方が、地域で安心して生活できるよう支援する福祉サービスです。生活支援員の訪問等により福祉サービスを利用する際の手続きの援助、金融機関からの生活費の払い戻しや公共料金の支払いなどのお手伝いを行っています。

◇歳末たすけあい募金助成事業

新たな年を迎えるにあたり、支援を必要とする世帯や小規模福祉作業所等へ、公的機関や民生委員・児童委員等の協力を得て、援護金等を給付しています。

◇法外援護事業

緊急に援護を必要とする行路病人等に対し、自立更生のための援護金を給付しています。

◇火災・風水害罹災世帯への援助

火災や風水害等により住家が被災した世帯に、自立更正の一部として見舞金を給付しています。

◇車椅子の貸出し（無料）

高齢者や障害者等に車いすを貸し出しています。

◇各種福祉関係団体への助成・支援

市内を拠点として活動している各種福祉関係団体の事業・活動に対し、助成・支援を行っています。

第3節 民生委員・児童委員活動

民生委員・児童委員

「民生委員・児童委員」は、民生委員法及び児童福祉法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された地域における福祉の相談・支援にあたるボランティアで、任期は3年です。

委員は、常に社会奉仕の精神をもって地域で抱えている福祉ニーズをとらえ、援助が必要な方に対して、安定し、自立した生活が送れるよう、適切な支援を行っています。

また、平成6年に設置された児童福祉専門の「主任児童委員」は、児童福祉や教育の関係機関と密接に連絡調整を図りながら、担当地域の民生委員・児童委員とともに児童の健全育成に取り組んでいます。

流山市では142名の地区担当民生委員・児童委員と16名の主任児童委員が委嘱され、民生委員法に定められた地区民生委員児童委員協議会（単位民児協）が8中学校区に組織されています。

各単位民児協は、14～27名の民生委員・児童委員と主任児童委員で構成され、毎月1回の定例会議を開き、地域の福祉問題の分析や担当している要援護世帯への援助方法の検討などを行い、日常の活動を推進する上で必要な知識と援助技術の向上を図る大切な場となっています。さらに、各単位民児協や他機関との連絡調整のため、流山市民生委員児童委員協議会を組織しています。

1 3つの基本姿勢

(1) 社会奉仕の精神

社会福祉の精神をもって、社会福祉の増進に努めます。

(2) 基本的人権の尊重

民生委員・児童委員は、その活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることが特に重要です。人格・信条・性別・社会的身分または門地による差別的・優先的な取り扱いはしません。

(3) 政党・政治的目的への地位利用の禁止

職務上の地位を政党または政治的目的のために利用しません。

2 3つの基本的性格

(1) 自主性

常に住民の立場に立って、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動を行います。

(2) 奉仕性

誠意を持ち、地域住民との連帯感を持って、謙虚に無報酬で活動を行うとともに、関係行政機関の業務に協力します。

(3) 地域性

一定の地域社会（担当区域）を基盤として、適切な活動を行います。

3 3つの活動原則

(1) 住民性の原則

自らも地域住民の一員である民生委員・児童委員は、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行います。

(2) 繼続性の原則

福祉問題の解決は、時間をかけて行うことが必要です。民生委員・児童委員の交代が行われた場合でもその活動は必ず引き継がれ、常に継続した対応を行います。

(3) 包括・総合性の原則

個々の福祉問題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その問題について包括的・総合的な視点に立った活動を行います。

4 活動の基本（7つの働き）

(1) 社会調査活動

担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。

(2) 相談活動

地域社会が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

(3) 情報提供活動

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

(4) 連絡通報活動

住民が個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関・施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を務めます。

(5) 調整活動

住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。

(6) 生活支援活動

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。

(7) 意見具申活動

活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民児協を通じて関係機関などに意見を提起します。

○ 流山市民生委員児童委員協議会

| | | |
|-----|-----|-----------------------------|
| 会長 | 1名 | (事務局) |
| 副会長 | 2名 | 流山市社会福祉協議会内 |
| 会計 | 1名 | 流山市平和台 2-1-2 |
| 理事 | 13名 | TEL 7159-4735 FAX 7159-4736 |
| 監事 | 2名 | |

地区民生委員児童委員協議会の構成人数及び担当世帯数

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

| 地区民児協 (中学校区) | 担当区域(字名) | 人 数 | 担当世帯数 | |
|-----------------|---|--------|---------------|---------|
| | | | うち主任 児童委員数 | |
| 東深井 | 深井新田、平方村新田、東深井、西深井 | 16 | 2 | 7, 127 |
| 北部 | 江戸川台東 1~4 丁目、江戸川台西、こうのす 台、平方、美原、中野久木、富士見台、北、小 屋、南 | 25 | 2 | 8, 851 |
| 常盤松 | 東初石、駒木、駒木台、青田、十太夫、美田 | 20 | 2 | 12, 198 |
| 西初石 | 上新宿、上新宿新田、桐ヶ谷、谷、上貝塚、下 花輪、大畔、若葉台、西初石 1~6 丁目 | 16 | 2 | 6, 631 |
| 南部 | 流山 1~9 丁目、加、三輪野山、西平井、平和 台、市野谷、大字流山 | 23 | 2 | 13, 097 |
| 南流山 | 鰯ヶ崎、木、南流山 | 14 | 2 | 11, 909 |
| 八木 | 思井、中、芝崎、古間木、前平井、後平井、野々 下、長崎、宮園 | 17 | 2 | 6, 414 |
| 東部 | 前ヶ崎、向小金、名都借、松ヶ丘、西松ヶ丘 | 27 | 2 | 10, 011 |
| 流山全域 計 | | 158 | 16 | 76, 238 |

第4節 民間活動

1 千葉県共同募金会流山市支会

共同募金運動は、地域住民一人ひとりのたすけあいの精神、社会福祉に対する理解や参加意識を高めるとともに、民間社会福祉事業の発展・向上に必要な資金を貢献するために、各都道府県共同募金会が中心となって展開している募金運動です。

運動期間は、毎年10月1日から12月31日までの3か月間で、12月1日から31日までの1か月間は「歳末たすけあい募金運動」も併せて展開しています。募金活動は、各自治会の社協協力員、民生委員・児童委員、ボランティアなどの協力を得て行っています。

(1) 一般(赤い羽根)募金

赤い羽根共同募金運動で寄せられた募金は、千葉県内の民間社会福祉施設や様々な社会福祉団体に助成され、設備の充実や福祉関係団体の活動の推進及び社会福祉協議会等の地域福祉活動のために役立てられています。

平成27年度一般募金実績(流山市支会)

| 区分 | 金額(円) | 割合(%) |
|---------|------------|-------|
| 戸別募金 | 9,054,700 | 77.2 |
| 街頭募金 | 152,649 | 1.3 |
| 法人・商店募金 | 1,451,936 | 12.4 |
| 職域募金 | 121,965 | 1.0 |
| 学校募金 | 512,155 | 4.4 |
| 窓口募金 | 27,811 | 0.2 |
| その他 | 411,322 | 3.5 |
| 合計 | 11,732,538 | 100 |

※流山市社会福祉協議会へ配分された共同募金の配分金は、一人暮らしのお年寄りやからだの不自由な方、又このような方を支える人や福祉関係団体等の育成及び地域福祉活動の資金として使われます。

(2) 歳末たすけあい募金

歳末たすけあい運動では多くの生活困難世帯・交通遺児世帯等が明るいお正月を迎えるよう、地域ぐるみでの募金活動を推進しています。

歳末たすけあい募金運動によって寄せられた募金は、社会福祉協議会を通じて、市内の援助を必要としている世帯や小規模福祉作業所等へ年内に助成されます。

平成27年度歳末たすけあい募金実績(流山市支会)

| 区分 | 金額(円) | 割合(%) |
|------|-----------|-------|
| 戸別募金 | 3,918,773 | 96.9 |
| 職域募金 | 102,520 | 2.5 |
| その他 | 22,800 | 0.6 |
| 合計 | 4,044,093 | 100 |

2 日本赤十字社千葉県支部流山市地区の活動

日本赤十字社は、法律に基づいて設置された特殊法人で、民間の団体です。“人間のいのちと健康、尊厳を守る”ことを基本的な使命として、国内における災害救護活動をはじめ、ボランティア活動、医療事業、血液事業や世界の各地で多発する紛争・災害等の緊急救援活動、開発支援事業などの人道的活動を展開しています。

こうした活動を展開するための資金は、公的資金によらず、地域住民の皆様や地域企業の皆様からお寄せいただきます寄付金と赤十字社員（会員）の社費（会費）によって賄われています。

流山市地区では、毎年5月から6月に地域住民の皆様や地域企業の皆様へ赤十字活動資金へのご協力をお願いし、赤十字の活動基盤の確立に努めています。

活動資金の推移 単位：円

| 区分 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----|------------|------------|------------|
| 目標額 | 10,259,000 | 10,745,000 | 10,806,000 |
| 実績額 | 9,520,552 | 10,609,789 | 9,171,421 |

活動資金の使途

地域住民の皆様や地域企業の皆様からお寄せいただいた資金は、災害時における迅速かつ効果的な救護活動を展開するため、災害救護体制の整備や防災ボランティアの育成、救急法の普及、青少年の健全育成など、様々な活動に使われています。

また、流山市地区では、火災、風水害等によって、被災された世帯に災害救援物資等を支給しています。

災害救援物資等の配分状況

| 年 度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 被災件数 (件) | 3 | 3 | 3 |
| 毛布 (枚) | 4 | 0 | 22 |
| 敷布 (枚) | 0 | 0 | 22 |
| 日用品セット (個) | 2 | 0 | 1 |
| ガーゼケット (枚) | 0 | 0 | 2 |
| バスタオル (枚) | 4 | 0 | 2 |
| 弔慰金 (件) | 1 | 0 | 1 |
| 見舞金 (件) | 3 | 3 | 3 |

3 市民福祉活動事業運営資金貸付制度

NPOが新たな市民福祉活動事業を始めるに当たり必要な資金を貸し付けることにより、市民福祉活動の推進を図り、市民福祉の向上に寄与する制度です。

(1) 貸付対象（団体、事業、経費）

市内に主たる事務所があり、かつ、市内において市民福祉活動を行うNPOで、国、県、市の補助事業の認可を受けたもの若しくは公共性があり、市民福祉の向上に資するものであると認められる事業が対象です。

対象経費は、当該事業の運営に要する、光熱水費等、通信費等、使用料及び借上料等です。

(2) 貸付金額、利子

貸付金額は1団体500万円を限度とし、貸付利子は無利子です。

(3) 償還期間、方法

3年以内償還（1年以内の据置が可能）で、償還方法は、半年賦均等償還です。